

仕様書

1 件名

千葉公共職業安定所 エレベーター1号機シーケンサー等交換工事

2 施工場所等

名称： 千葉公共職業安定所

住所等： 〒261-0001 千葉市美浜区幸町 1-1-3

連絡先： 043-242-1181 (51#)

担当者： 庶務係長 岡 (おか)

3 施工時期

令和7年3月31日(月曜日)まで

4 工事概要

千葉公共職業安定所において、エレベーター1号機が耐用年数経過に伴う部品劣化を起こしているため、制御盤内シーケンサーユニット及び乗5階乗場用ボタン並びにかご内ファンを交換すること。

5 納入範囲

材料手間運搬等一式請負とする。また、工事により排出した廃棄物の処分についても工事範囲に含む。

6 施工条件

- (1) 公共建築改修工事標準仕様書に準じて施工を行うこと。
- (2) 本件作業に必要な資格を有する者が監督し施工すること。
- (3) 工事用車両の駐車場及び資機材等の置き場所は、原則として敷地内とする。
- (4) 施工に当たり、必要な養生を施し安全確保に努めること。
- (5) 施工完了後は発生した廃材、ごみ等を回収し適正に処分すること。
- (6) 契約後、必要に応じて関係法令等に基づき必要に応じて石綿の事前調査及び結果報告を行うこと。石綿の使用が認められた場合には必要な措置を示した見積書の作成を行うこと。
- (7) 工事可能日は、平日とする。時間は、原則として8時30分から17時00分までの間とする。いずれも、担当者の了承を得たときはこの限りではない。

7 仕様等

- (1) 千葉公共職業安定所において、エレベーター1号機の制御盤内シーケンサーユニット及び乗5階乗場用ボタン並びにかご内ファンを交換すること。

【既存機器等】

・型式：乗用 P13-900-C0-60（普及型）

・設置：平成 13 年

<仕様>

・制御方式：交流可変電圧可変周波数制御

・操作方式：群乗合全自動方式

・積載量：900kg

・定員：13 名

・速度：1m/s（60m/min）

・停止箇所：計 5 箇所（1・2・3・4・5 階）

・戸形式：二枚戸中央開閉式

・出入口寸法：巾 900mm×高さ 2100mm

・かご内寸：間口 1600mm×奥行 1350mm×高さ 2300mm

・動力電源：AC 三相・200V・50Hz

・照明電源：AC 単相・100V・50Hz

・電動機容量：7.5kW・4P

・管制運転：地震時管制運転（S 波 2 段）

火災時管制運転（自動切換）

自家発管制運転

・レール：かご側 T-13kg

おもり側 T-8kg

・ワイヤーロープ：12mm×5 本、1:1

【交換対象部品】

・シーケンサーユニット 1 式

・5 階乗場用ボタン(▼) ▼：1 個 ▼（車椅子用）：1 個

・かご内ファン 1 台

- (2) 作業の際は周囲の安全に配慮するとともに、2 号機エレベーターの使用ができる状態にすること。
- (3) 作業後は正常に利用ができるか確認すること。

8 留意事項

- (1) 契約締結後は、施工に際し知りえた秘密・情報等は、漏らしてはならない（守秘義務）。
- (2) 工事完了後は、千葉労働局検査職員の検査を受け、合格しなければならない。
- (3) 入札書提出前に可能な限り現地確認を実施し、本件工事に必要となる部材等の確認や現場担当者に仕様等の確認を行うこと。現地確認を実施せずに見積書の提出を行い契約締結した場合、契約締結後に仕様等の不明を理由とした契約変更、解除は認められないので十分留意すること。
- なお、確認の際は事前に「2」の現場担当者へ連絡し、承諾を得ること。
- (4) 事前確認時及び工事の際は来庁者、職員等の妨げにならないよう細心の注意を払うこと。

- (5) 施工に当たり、予測できない工事箇所が判明し見積金額を上回る費用が発生する場合は、必ず施工前に千葉労働局へ連絡し協議を行うこと。
- (6) 工事完了後に工事前、工事中、工事後の写真を添付した「完了報告書(任意様式)」を作成し提出すること。また、宛名を「支出負担行為担当官 千葉労働局総務部長」とすること。

9 再委託

- (1) 業務実施にあたり、委託業務の全部を第三者（受託者の子会社（会社法第2条第3項に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。
- (2) 業務の一部について再委託する場合には、受託者はあらかじめ再委託先の相手方の名称及び所在地、再委託する業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について、様式1「再委託承認申請書」を作成し、千葉労働局総務部総務課会計第二係へ申請し、承認を得ること。但し、当該再委託金額が50万円未満のときはこの限りではない。
- (3) 再委託先から更に第三者に委託が行われる場合は、履行体制を把握するために、当該第三者の名称及び所在地、委託をする業務の範囲等を記載した様式3「履行体制図」を提出すること。
- (4) 再委託又は履行体制について変更をするときは、速やかに様式2「再委託に係る変更承認申請書」または様式4「履行体制図変更届出書」を提出し承認を得ること。
- (5) 再委託を行う場合は、その最終的な責任は受託者が負うこと。

10 支払い・その他

- (1) 工事完了後、千葉労働局検査職員の検査に合格し、適正な請求書を受理してから30日以内に、契約業者指定の銀行口座に振込み支払うこととする。
- (2) 請求書には件名、宛名、契約者住所・代表者名、金額を標記すること。
- (3) 請求書の宛名は「**官署支出官 千葉労働局長**」とすること。
- (4) 施工期限内に工事完了が困難な場合には、その事由を記して期限内に延期の申し出をすることができる。この場合、契約担当官等はその申し出が正当であると認めるときは、遅滞料を徴したうえで作業日時の延期を許可することができる。遅滞料は期限の翌日より起算し、契約金額に対し年3.0%に相当する金額とし、契約金額から差し引くこととする。ただし、遅滞が天災地変等の不可抗力によるものであると、契約担当官等が認めるときはこの限りではない。
- (5) 仕様書及び配布資料に定めがない事項等の疑義が生じた場合は、11 契約担当者まで問い合わせること。

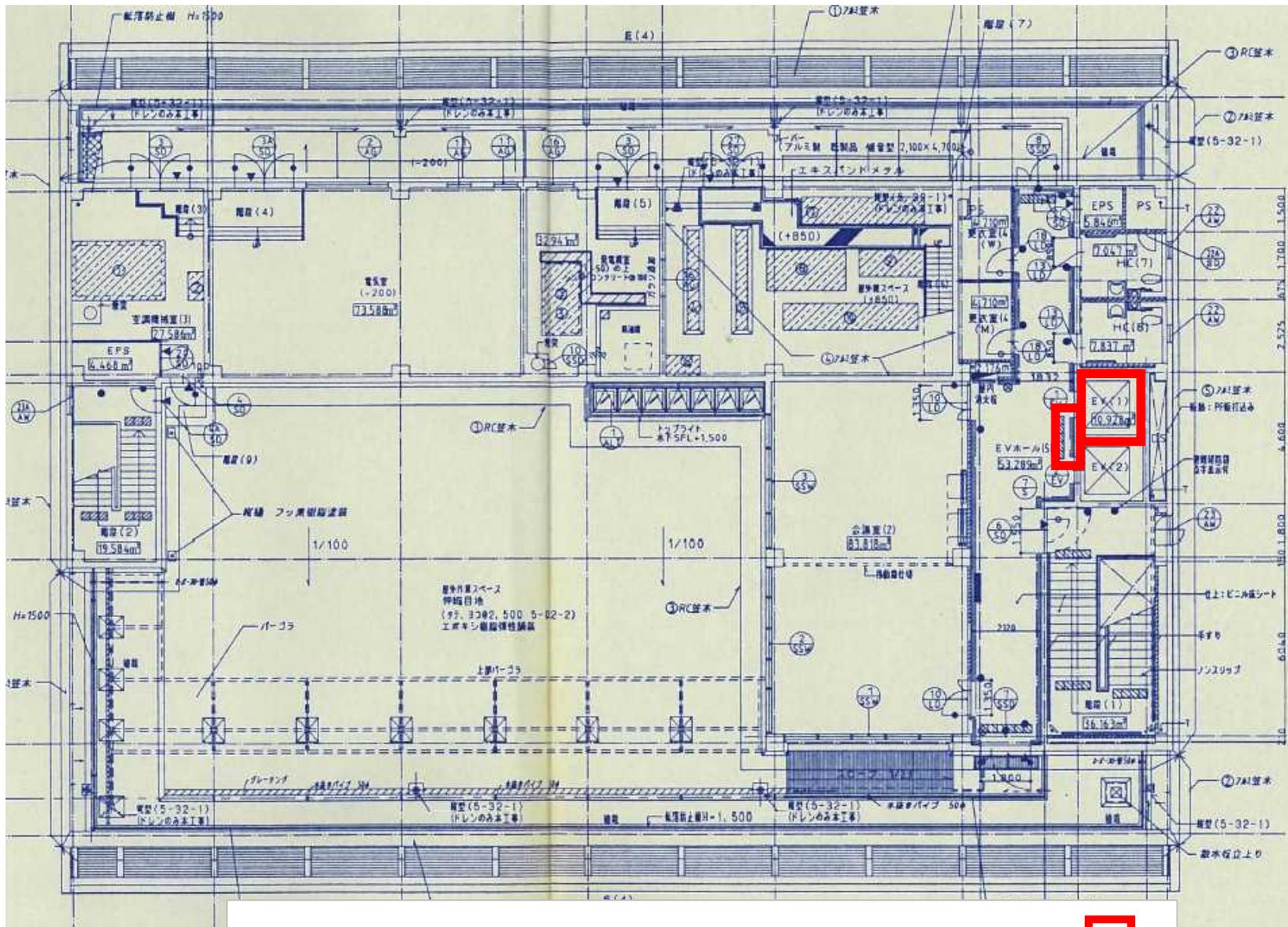
11 契約担当者

千葉労働局 総務部総務課 会計第二係 神河（かみかわ）

〒260-8612 千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2 地方合同庁舎2階

TEL 043-221-4311

Mail kamikawa-masahiko@mhlw.go.jp



千葉公共職業安定所 5階平面図 施工箇所 □



千葉公共職業安定所

1～5階

1号機エレベーター

.....

.....

.....

.....

.....



千葉公共職業安定所

5階

エレベーター

状態

乗り場用ボタンの反応が鈍い

.....

.....

支出負担行為担当官
千葉労働局総務部長 殿

所在地：
名 称：
代表者氏名：

再委託承認申請書

標記について、下記のとおり申請いたします。

記

件名「千葉公共職業安定所 エレベーター1号機シーケンサー等交換工事」

- 1 再委託業者名称 :
- 2 再委託業者所在地 :
- 3 再委託の業務範囲 :
- 4 再委託金額 :
- 5 再委託を行う合理的理由 :
- 6 その他必要と認められる事項

支出負担行為担当官
千葉労働局総務部長 殿

所在地：
名 称：
代表者氏名：

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
2. 変更後の事業者の業務の範囲
3. 変更する理由
4. 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

支出負担行為担当官
千葉労働局総務部長 殿

所在地：
名称：
代表者氏名：

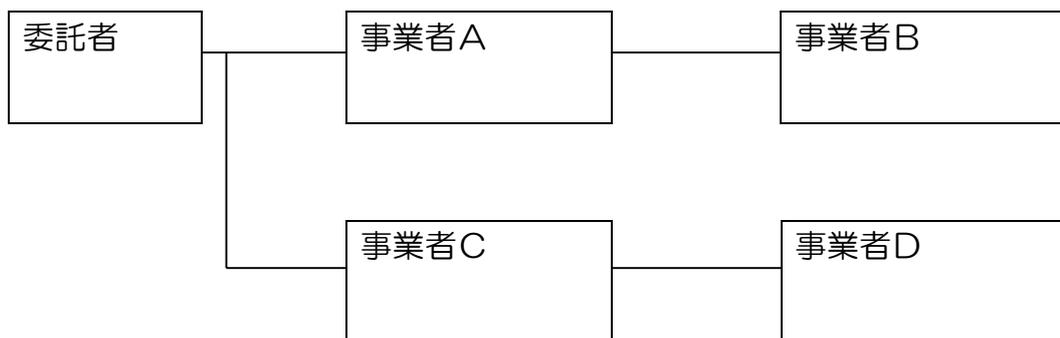
履行体制図

標記について、履行体制について下記のとおり提出いたします。

記

件名「千葉公共職業安定所 エレベーター1号機シーケンサー等交換工事」

	事業者名称	所在地	契約金額	業務の範囲
A				
B				
C				
D				



支出負担行為担当官
千葉労働局総務部長 殿

所在地：
名 称：
代表者氏名：

履行体制図変更届出書

標記について、履行体制の変更について下記のとおり届け出します。

記

1. 契約件名「千葉公共職業安定所 エレベーター1号機シーケンサー等交換工事」
2. 変更の内容
3. 変更後の体制図

